

◇平成 24（2011）年 3 月 27 日 議員提出議案

No.62 灰垣和美議員

ただいま議題となっております議員提出議案第 1 号 高槻市議会委員会条例中一部改正について、議会運営委員会委員各位のご同意のもと、私のほうから提案理由の説明をさせていただきます。

本件は、この 4 月 1 日からの機構改革に伴う新たな部の設置や再編等に対応するために、委員会条例第 2 条の表を改めるものです。

委員会の名称につきましては、現在の建環産業委員会を都市環境委員会と改め、ほかの 3 委員会は現在のままとするものです。定数はそれぞれ 9 名です。

所管としまして、総務消防委員会では、議会事務局、総合戦略室、コンプライアンス室、政策財政部、総務部、消防本部、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事務に関する調査並びに議案、請願及び陳情等の審査を行うものであります。

都市環境委員会では、都市創造部、産業環境部及び農業委員会の所管に属する事務に関する調査並びに議案、請願及び陳情等の審査を行うものであります。

福祉企業委員会では、健康福祉部、子ども未来部、交通部及び水道部の所管に属する事務に関する調査並びに議案、請願及び陳情等の審査を行うものであります。

文教市民委員会では、市民生活部及び教育委員会の所管に属する事務に関する調査並びに議案、請願及び陳情等の審査を行うものであります。

なお、附則といたしまして、第 1 項において、この条例は平成 24 年 4 月 1 日から施行するものとし、第 2 項においては、委員会条例の改正に伴い、委員会の構成委員の同一性を維持される措置を講じようとするものです。すなわち、改正前の総務消防委員会、建環産業委員会、福祉企業委員会及び文教市民委員会の委員長、副委員長及び委員は改正後も引き続き在任するものとし、その任期は改正前の条例による常任委員会の在任期間とするものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。